

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第112号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第52号から第54号までを削り、第55号を第52号とし、第56号から第70号までを3号ずつ繰り上げ、同項第71号中「第66号」を「第63号」に改め、同号を同項第68号とし、同項第72号から第82号までを3号ずつ繰り上げ、同項第83号中「による」の右に「通知及び」を加え、同号を同項第80号とし、同項第84号中「第19条第2項及び第4項」を「第19条第3項及び第5項」に改め、同号を同項第81号とし、同項第85号から第93号までを3号ずつ繰り上げる。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1号中「第1条第1項第66号から第70号」を「第1条第1項第63号から第67号」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)